

別表 4 修理基準

建築物	主としてその外観を維持するため、履歴等を調査の上、各建築物固有の伝統的形式を明らかとした上で、原則として現状維持あるいは復原修理を行う。
工作物	履歴等を調査の上、各工作物特有の歴史的特性により、現状維持あるいは復原修理を行う。
環境物件	履歴等を調査の上、現状維持及び保全あるいは旧状への復旧とする。